

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二号中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第七条第二項第二号中「第二十四条の十三」を「第二十四条の十三第三項」に改める。

第十八条第一項中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

第十九条中「第三十三条の二第四項」を「第三十三条の二の二第四項」に改める。

第二十条中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

様式第八号の三中付表五を付表六とし、付表四の次に次のように加える。

付表5 居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 -)						
管理者	連絡先	電話番号				FAX番号		
	フリガナ				住所	(郵便番号 -)		
	氏名				住所			
当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		事業所等の名称 兼務する職種及び勤務時間等						
当該事業の実施について定めてある定款又は条例等					第 条第 項第 号			
児童発達支援管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)		
	氏名							
従業者の職種・員数		訪問支援員		児童発達支援管理責任者				
		専従	兼務	専従	兼務			
従業者数	常勤(人)							
	非常勤(人)							
備考								
基準上の必要人数(人)								
設備		専用の区画				有 ・ 無		
主な揭示事項								
営業日								
営業時間								
利用料								
その他の費用								
通常の事業の実施地域								
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している・していない				
		苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者		
		その他						
協力医療機関		名称				主な診療科名		
多機能型実施の有無		有 ・ 無						
添付書類		別添のとおり(定款及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書(管理者、児童発達支援管理責任者)、運営規程、障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容が分かるもの、利用者負担の受領等に関する保護者向け資料、内規その他参考になるもの、障害児通所給付費の請求に関する事項、誓約書、役員の氏名・生年月日・住所が分かるもの)						

- 備考
- 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
 - 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
 - 「その他の費用」欄には、保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
 - 「通常の事業の実施地域」欄には、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項、第九條及び第二十條の改正規定は、公布の日から施行する。